

府監第1662号  
令和7年12月22日

\* \* \* 様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

### 住民監査請求について（通知）

令和7年12月4日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

#### 記

#### 第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

##### 1 監査対象事項

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「いじめ対策法」という。）第28条に基づく調査組織（第三者委員会）として、大阪府立学校いじめ防止対策等審議会調査部会（以下「調査部会」という。）委員報酬等の公金が支払われたこと。

##### 2 前記1の事項が違法又は不当である理由

- (1) いじめ対策法第28条に基づく第三者委員会は、調査対象そのものである大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）及び学校から独立していかなければならない。
- (2) 府教委は、いじめ対策法第28条に基づく調査組織（第三者委員会）として調査部会を設置・運用しているが、大阪府立学校いじめ防止対策等審議会は、府教委の諮問に応じて意見を述べる諮問機関であり、調査部会はその下部組織であること等から、調査部会は第三者委員会ではなく、府教委の内部組織である。
- (3) 独立調査機関としての権限を一切持たない府教委の内部組織である調査部会に、第三者委員会として委員報酬、旅費、調査経費等の公金を支出することは、いずれも法的根拠を欠く違法又は不当な支出である。

##### 3 求める措置の内容

- (1) 調査部会に関する委員報酬、旅費、調査経費等、すべての支出を直ちに停止

すること。

- (2) 法的根拠のない支出について、決裁権者に返還を命ずること。
- (3) 府教委が調査部会を第三者委員会と誤認・偽装する運用を直ちに是正し、いじめ対策法第28条に適合した真の独立調査機関を設置するよう勧告すること。

## 第2 住民監査請求の要件に係る判断

### 1 地方自治法第242条第1項の要件について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるととき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

### 2 判断

いじめ対策法第28条第1項柱書は、「学校の設置者又はその設置する学校は、（中略）、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と規定する。

この点、文部科学省が作成した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）によれば、いじめ対策法に基づくいじめ重大事態調査の調査主体について、学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織として、教育委員会の職員等による「教育委員会等方式」とは別に「第三者委員会方式」が掲げられているところ、かかる「第三者委員会方式」とは、「全ての調査委員が第三者で構成された調査組織」であり、「公立学校の場合には、」いじめ対策「法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。」旨が記載されている。

府立学校の設置者は地方公共団体である大阪府であるところ（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項）、かかる学校の設置者に係る事務の管理執行権限を有するのは、知事ではなく、府教委である（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号）ことから、いじめ対策法第14条第3項に基づき府教委に設置された附属機関である大阪府立学校いじめ防止対策等審議会の下に調査部会を設け、調査部会において調査を行わしめることは、いじめ対策法の解釈上、何ら違法・不当ではないというべきである。

なお、請求人は「資料6 補充書」において、「重大事態への第三者調査制度において、独立性・迅速性を確保する仕組みが既に大阪市で構築されている以上、（中略）諮問依存構造のまま放置することは行政裁量の選択として正当化するこ

とは難しい」と記載しているが、大阪市においてかかる措置が講じられていることをもって、「第三者委員会方式」による調査組織について、教育委員会に設置された附属機関の下に設置することが誤った法解釈とされることにはならない。

したがって、府教委がその附属機関である大阪府立学校いじめ防止対策等審議会の下に調査部会を設け、調査部会において、調査を行わせることが違法又は不当でないことは明らかであり、その実施のために行われる財務会計行為は違法又は不当とは言えない。

また、上記の違法・不当事由のほかに、違法・不当の理由については、何ら摘示されていない。

### 第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから、却下する。